

「電気需給約款」の一部変更について

「まちエネ」のホームページをご利用いただき誠にありがとうございます。

下記のとおり「電気需給約款（2016年8月1日実施）」の一部を変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

詳しくは、下記ページ（下部）添付の電気需給約款をご覧ください。

<http://www.machi-ene.jp/plan/>

記

変更箇所	変更前	変更後
第13条 日割計算	<p>当社は、第17条（料金の算定および算定期間）<u>第(1)号および第(2)号</u>の場合は、以下により電気料金を算定します。</p> <p>(1) 基本料金は、以下の算式により算定します。 基本料金=1月の基本料金×（日割計算対象日数/計量期間の日数）</p> <p>(2) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定します。</p> <p>(3) 前号のほか、きほんプラン（60A以下）およびきほんプラン（6kVA～49kVA）については、以下の算式により算定します。 第1段階料金適用電力量=120キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間の日数） なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量=180キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間の日数） なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(4) <u>ただし、計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る</u>ときは、<u>（日割計算対象日数/計量期間の日数）は、（日割計算対象日数/暦日数）</u>とします。</p>	<p>当社は、第17条（料金の算定および算定期間）<u>第(1)号、第(2)号および第(3)号</u>の場合は、以下により電気料金を算定します。</p> <p>(1) 基本料金は、以下の算式により算定します。<u>なお、第17条（料金の算定および算定期間）第(3)号に規定する場合は、以下の算式の「計量期間の日数」を「暦日数」とした算式により算定</u>します。</p> <p>基本料金=1月の基本料金×（日割計算対象日数/計量期間の日数）</p> <p>(2) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定します。</p> <p>(3) 前号のほか、きほんプラン（60A以下）およびきほんプラン（6kVA～49kVA）については、以下の算式により算定します。<u>なお、第17条（料金の算定および算定期間）第(3)号に規定する場合は、以下の算式の「計量期間の日数」を「暦日数」とした算式により算定</u>します。</p> <p>第1段階料金適用電力量=120キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間の日数）</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量=180キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間の日数）</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (左記(4)項を削除)</p>
第16条 使用電力量	<p>（一般送配電事業者の供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎</p>	<p>（一般送配電事業者の供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の</p>

<p>の計量および検針 3.(1)</p>	<p>月一定の日および休日等を考慮して定められます。)</p>	<p>日(以下「検針の基準となる日」といいます。))および休日等を考慮して定められます。)</p>
<p>第17条 料金の算定 および算定期間</p>		<p>下記(3)項を追加 <u>(3) 計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</u></p>
<p>附則 4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (b) 料金の算定</p>	<p>(ii) 当社は、第17条(料金の算定および算定期間)第(1)号および第(2)号に規定する場合は、基本料金について、以下の式により日割計算をいたします。 1月の該当料金 × (日割計算対象日数 / 検針期間等の日数) (iii) 電気の供給を開始し、または本契約を終了させる場合の(ii)にいう検針期間等の日数は、第13条(日割計算)第(5)号の規定に準ずるものとし、この場合、第13条(日割計算)第(5)号の「計量期間の日数」は、「検針期間等の日数」と読み替えて適用します。</p>	<p>(ii) 当社は、第17条(料金の算定および算定期間)第(1)号および第(2)号に規定する場合は、基本料金について、以下の式により日割計算をいたします。<u>なお、第17条(料金の算定および算定期間)第(3)号に規定する場合は、以下の式の「検針期間等の日数」を「暦日数」とした式により日割計算をいたします。</u> 1月の該当料金 × (日割計算対象日数 / 検針期間等の日数) <u>(iii) 第17条(料金の算定および算定期間)第(1)号および第(2)号に規定する、きほんプラン(60A以下)およびきほんプラン(6kVA~49kVA)の電力量料金については、以下の式により算定します。なお、第17条(料金の算定および算定期間)第(3)号に規定する場合は、以下の式の「検針期間等の日数」を「暦日数」とした式により算定します。</u> <u>第1段階料金適用電力量=120キロワット時 × (日割計算対象日数 / 検針期間等の日数)</u> <u>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</u> <u>第2段階料金適用電力量=180キロワット時 × (日割計算対象日数 / 検針期間等の日数)</u> <u>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</u> (v) 電気の供給を開始し、または本契約を終了させる場合の(ii)にいう検針期間等の日数は、第13条(日割計算)第(4)号の規定に準ずるものとし、この場合、第13条(日割計算)第(4)号の「計量期間の日数」は、「検針期間等の日数」と読み替えて適用します。</p>

以上

2016年8月1日

MC リテールエナジー株式会社